

千葉市監査委員告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成22年11月19日

千葉市監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	近藤千鶴子
同	中島賢治

22千総総第2424号

平成22年11月12日

千葉市監査委員 古川 光一 様
同 大島 有紀子 様
同 近藤 千鶴子 様
同 中島 賢治 様

千葉市長 熊谷 俊人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成11年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成11年度包括外部監査措置状況報告書

(監査のテーマ) 財産管理

1 土地の管理について

(3) 適切な財産管理を図るべき土地について

イ 権利関係等に問題がある土地

千葉市が保有する土地のうち、件数は少ないが、特に問題のある土地は「留保する土地」として分類し、更に、不法占拠、不法投棄、所在不明、境界不明、その他に細分して管理している。

これらのうち検討すべき土地は次のとおりである。内容に応じた適切な手続きにより、早期に良好な財産状況の確保を図られたい。

(イ) 所在不明の土地

緑区土気町(244㎡)など、4件391㎡がある。

その内容は、①登記簿謄本にはあるが、公図上確認できず、現地の所在を特定できないことによるもの、②道路脇の土地で、道路用地内なのか民有地内なのかの現地を特定できないことによるものである。

これらについては、登記官等と協議のうえ登記抹消手続きをとる、または調査のうえ境界確定するなどの措置を図られたい。

(措置の内容)

指摘があった所在不明の土地のうち、市場町廃道敷(87㎡)については登記簿謄本にはあるが、公図上確認できなかったものであり、新旧公図を確認したところ、法務局が公図の更新時に当該地を誤転記したものであったため、平成20年7月に正しい地番で地図訂正がなされた。また、郷土博物館敷地として平成21年7月に生涯学習振興課へ所管換した。

亥鼻2丁目廃道敷(16㎡)については、現地を特定できないものであったが、平成21年6月に法務局が現地調査の上、職権にて無番地となっていた隣接地へ地番を附したことで当該地が特定された。